

高知県技能実習生講習施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県技能実習生講習施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第1号及び同条第4項第1号に規定する技能実習生の入国後講習（以下「講習」という。）を県内で実施するため、県内事業者における講習施設の整備等に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内で講習を実施するために必要となる施設及び備品の整備事業とする。

(補助事業者及び事業実施主体等)

第4条 補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は、別表第1に定めるとおりとする。
ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(実施計画書の提出)

第5条 補助事業者は、補助事業を実施しようとするときは、別記第1号様式による実施計画書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助事業の採択等)

第6条 知事は、前条に規定する実施計画書等の提出があった場合、高知県技能実習生講習施設整備事業費補助金審査要領に定める審査会に諮り、審査会の意見を踏まえて補助事業の採択の可否について決定を行うものとする。

2 知事は、採択の決定を行った場合にあつては当該補助事業者にその旨を通知するものとし、不採択の決定を行った場合にあつてはその理由を付して当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、次条第1項の規定による補助金の交付の申請に当たって、事業採択を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、事前に知事に協議し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第2号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含ま

れる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の決定等）

第 8 条 知事は、前条第 1 項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助の条件）

第 9 条 補助事業者は、別表第 3 に定める要件の他、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となる場合は、速やかに別記第 3 号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
- （2）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （3）補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- （4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第 2 条に規定する補助目的に沿って、効果的な運用を図らなければならないこと。
- （5）補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （6）県税の納税義務者である場合は、県税及び県に対する税外未収金債務を滞納していないこと。

（補助事業の着手）

第 10 条 補助事業の着手は、第 8 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。

（補助事業の重要な変更）

第 11 条 補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第 4 号様式による変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- （1）補助事業の中止又は廃止
- （2）補助事業の施行箇所の変更
- （3）補助金額の増額又は 20 パーセントを超える減額

(4) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の2月26日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による補助金実績報告書及び関係書類を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の補助金実績報告書又は次条の年度終了実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書又は次条の年度終了実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額)を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めたときは、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限等)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械及び器具等(この条において「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

3 補助事業者は、取得財産等があるときは、別記第7号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに第12条第1項の実績報告書に添えて提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第 15 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

(グリーン購入)

第 16 条 事業実施主体は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成 13 年 3 月 26 日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任等)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 8 条第 2 項、第 9 条第 3 号及び第 4 号、第 12 条第 3 項、第 14 条、第 15 条並びに第 17 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象外経費
県内に本社又は主たる事業所を有する事業者	技能実習生の入国後講習施設整備及び備品購入に要する経費 ○工事請負費、設計費等 ○備品購入費（ベッド、寝具類、机、椅子、会議テーブル、ロッカー、キャビネット、カーテン等）	2 / 3	50,000 千円	○用地取得に係る経費 ○消耗品費 ○公課費等

別表第 2（第 8 条、第 9 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3（第9条関係）

1 施設整備に関すること

- (1) 一度に50名以上が受講及び宿泊が可能な施設とすること
- (2) 宿泊する部屋やトイレ、シャワールームは男性用と女性用に分けること
- (3) 貴重品等を保管できるように、講習受講者各人に鍵付きのロッカー等を整備すること
- (4) 夜間や週休日等は守衛を配置し、受講生の外出等について管理を行うこと
- (5) 受講者が自炊できるよう、調理場を整備するとともに、必要に応じて量販店等への送迎を行うこと

2 講習内容等に関すること

- (1) 関係法令等に基づき、適切な講習を実施すること
- (2) 本県の方言や産業、文化を学ぶ授業（地域との交流を含む）を1人につき20時間程度実施すること
- (3) 課外授業として、週休日等を利用して、観光や地域のイベントへの参加、また、地域と交流するため、母国の料理教室の開催などを実施すること
- (4) 防災マップや避難経路、避難場所の説明、避難訓練、救命講習などを実施すること
- (5) 受入予定の事業者から技能実習生との面談の希望や授業見学の希望があれば、講習に差し支えない範囲で対応すること

3 運営体制に関すること

- (1) 講習受講者について、県内の監理団体からの受入れを優先すること
- (2) 宗教上の配慮が必要な受講生に対して、配慮を行うこと

4 県への報告

- (1) 毎年度末までに、国籍別や監理団体別の講習人数やカリキュラムについて、県に報告すること

5 その他

- (1) 講習施設の運営は10年以上継続させること
- (2) 当補助金により整備した施設の利用を中止する場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき、補助金を返還すること